

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名： 東京都情報公開条例
根 拠 条 項： 第11条
処 分 の 概 要： 公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定
原権者（委任先）： 東京都公安委員会・警視総監
法 令 の 定 め： 東京都情報公開条例 第2条第2項（公文書） 第2条の2（適用除外） 第6条（公文書の開示の請求方法） 第7条（公文書の開示義務） 第8条（公文書の一部開示） 第9条（公益上の理由による裁量的開示） 第10条（公文書の存否に関する情報） 第13条（理由付記等） 第18条（他の制度等との調整）
審 査 基 準： 「情報公開制度の適正な運用について（平成13年9月10日通達甲（総. 文. 文）第14号）」のとおり
標 準 処 理 期 間： 東京都情報公開条例第12条に規定する期間
申 請 先： 警視庁情報公開センター及び警察署（ただし、警察署については、島部警察署を除き、自所属が保有する公文書に係る開示請求に限る。）
問 合 せ 先： 総務部文書課情報公開係 電話 03-3581-4321 内線21512、21513
備 考：